

事業者各位

要求水準書(案)への意見・質問に対する回答書

尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当

令和4年12月15日までに提出された意見・質問への回答は以下のとおりです。

工事名：第1工場跡地整備・運営事業

■質問への回答

| No. | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|----------|---|-------------------|--|---|
| 1 | 要求水準書(案) | — | 添付資料7② | 「契約水量 1,475m ³ に対して極力均等に受水できるよう設計すること。」とありますが、一度に大量の水を受水することが無いようにとの理解でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 要求水準書(案) | — | 添付資料 | 整備期間<第I期工事>の「既存し尿施設稼働継続工事」の内容を検討するため、機械・電気計装の機器台帳及び整備履歴がわかる資料をご提供いただけないでしょうか。また、機器ごとに運転継続の可否についてもご教示いただけないでしょうか。 | し尿処理施設の機器台帳及び整備履歴がわかる資料として、提示できるものはありません。既存設備は、整備期間<第I期工事>の「既存し尿処理施設稼働継続工事」後も市において維持管理を行います。事業者に維持管理を求めるのは、「既存し尿処理施設稼働継続工事」において新たに設置する機器がある場合のみです。 「既存し尿処理施設稼働継続工事」は、本施設の工事に当たり支障となる既存し尿処理施設の設備があれば、それらの移設や代替措置を求めるものです。特定の機器の運転継続を求めるものではありません。 |
| 3 | 要求水準書(案) | 3 | 第1章 第3節 3 敷地面積 | クリーンセンター第1工場側の面積として、「関西電力鉄塔エリアを除くと、24,793.62m ² となる」とありますが、関西電力鉄塔について周囲の離隔距離確保等の建築上の制限のある範囲を示す図面等があればご提示をお願いいたします。 | 本質問回答の添付資料として提示します。改めて様式3「添付資料請求書」をご提出ください。離隔距離確保等の建築制限のある範囲は、鉄塔周囲の赤枠内及び送電線の下です。 |
| 4 | 要求水準書(案) | 4 | 第1章 第3節 4 施設規模 | リサイクル施設の年間運転日数については、年間処理量を鑑みて事業者にて適切に設定するものとしてよろしいでしょうか。 | 事業者提案に委ねます。ただし、要求水準に示したりサイクル施設の規模は、現行と同様に年間250日運転を想定し、月変動係数を1.16と想定して算出したものであるため、運転日数を事業者にて定める場合は必要な割増・割引を行ってください。 |
| 5 | 要求水準書(案) | 4 | 第1章 第3節 4 施設規模 | し尿処理施設について、「日最大搬入量は約100m ³ とする。」とありますが、各設備の必要能力や運営体制を検討するための参考とするため、し尿処理施設単独の日搬入量実績データ(できれば直近3年分程度)をご提示いただけないでしょうか。 添付資料10:②にて施設全体の搬入台数の実績はお示しいただいておりますが、し尿処理施設の繁忙期における搬入状況(搬入量、期間)が読み取れないため、し尿処理施設単独のデータを希望します。 | 本質問回答の添付資料として提示します。改めて様式3「添付資料請求書」をご提出ください。 |
| 6 | 要求水準書(案) | 4 | 第1章 第3節 4 施設規模 | 「降雨時は下水側が簡易放流となるため圧送できなくなるなど、緊急で圧送できなくなる時がある」とありますが、過去の実績(制限の頻度、期間、内容)をご教示いただけないでしょうか。 | No.5 質問回答にて添付したし尿処理実績データのうち、月報においてし尿圧送実績を記載していますのでご参考ください。ただし、圧送していない時の理由としては、降雨のほか、メンテナンス(下水施設側またはし尿処理施設側)など、理由はいくつかあることにご留意いただく必要があります。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|------------------------|--|--|
| 7 | 要求水準書 (案) | 5 | 第1章 第3節 5 立地条件 | 「タ 緑化地域」については指定なしとされておりますが、本案件について緑化率の条件指定はありますでしょうか。 | 環境影響評価準備書に示しています。 |
| 8 | 要求水準書 (案) | 6 | 第1章 第3節 6 事業期間 | 「令和6年4月から規制開始となる時間外労働規制を含め、働き方改革に関する改正労働基準法を遵守し、工程を計画すること」とありますが、週休2日制とするか、2閉所とするかは事業者の判断と考えてよろしいでしょうか。また、各規制値内を前提として作業時間の制限はありますでしょうか。 | 事業者判断に委ねます。作業時間についての制限は特にありません。 |
| 9 | 要求水準書 (案) | 6 | 第1章 第3節 6 事業期間 | 既存特高受電棟の撤去工事は第Ⅲ期工事に行うこととされていますが、既存処理し尿処理施設の電源切替工事等が完了し、使用目的がなくなった段階で先行解体をすることは可能でしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 10 | 要求水準書 (案) | 9 | 第1章 第3節 9 事業範囲 | イ 本施設の整備に関する業務（カ）土木建築工事について、過不足ない見積のため、自営線計画に必要な条件を提示いただけないでしょうか。（電圧、相数、容量、本数、取合点、第3工場跡地整備事業との所掌区分、供給開始時期など） | 現在設計中のため、入札公告時の要求水準書において提示します。 |
| 11 | 要求水準書 (案) | 9 | 第1章 第3節 9 事業範囲 | 「ユーティリティの引込みにかかる供給元への工事負担金について、電力・用水・ガスを含めて0.5億円として入札価格に含めること。」とありますが、この0.5億円には消費税が含まれていないと考えてよろしいでしょうか。 | 税抜とします。 |
| 12 | 要求水準書 (案) | 9 | 第1章 第3節 9 事業範囲 | 下水負担金が希釈前の原水1m ³ あたり税抜き785円とありますが、生活排水を下水放流する場合も同様の金額でしょうか。 | 生活排水を下水に放流するのは不可です。（要求水準書(案)では、生活排水をし尿処理施設で処理することも可と記載しておりましたが、それは処理水を炉内噴霧する場合のみです。要求水準書(案)の記載を訂正いたします。） |
| 13 | 要求水準書 (案) | 9 | 第1章 第3節 9 事業範囲 | 「引取先や搬出業者の選定は市が行う。事業者は、連絡・調整・積込又は発送までを行うこと。」とありますが、「発送」とは貴市が選定する引取先や搬出業者への施設内での引き渡しであると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | 要求水準書 (案) | 9 | 第1章 第3節 9 事業範囲 | 「ただし、各見学の受付と、行政視察時の質疑応答は市が行う。」とありますが、受付については、貴市と事業者で見学対応可能な日を事前に協議する等し、施設の運転管理に支障がないようにご配慮いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 要求水準書 (案) | 10 | 第1章 第3節 9 事業範囲 | 「※ただし令和13年度以降の電力は、本施設から供給を受けるものとする。」とありますが、令和12年度の試運転期間中は電力供給を行わないのでしょうか。 | 試運転としての送電は実施を求めますが、本格的な送電は令和13年度以降で構いません。 |
| 16 | 要求水準書 (案) | 11 | 第1章 第3節 11 関係法令等の遵守 | 「建築構造設計基準及び同解説」（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）は、該当敷地のすべての建物に適用されると考えて宜しいでしょうか。また、「高さが45mを超える建築物の設計にあたっては、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する。」とありますが、本物件は上記の適用外と考えると宜しいでしょうか。 | 該当敷地のすべての建物への適用とします。ただし、質問に記載の「高さが45mを超える建築物の設計にあたっては、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する。」については、煙突（屋上突出物）への適用はされないものと理解します。 |
| 17 | 要求水準書 (案) | 12 | 第1章 第3節 12 工事条件 | 添付資料04：②第1工場第2機械炉1号炉整備工事に伴う土質調査報告書において、沖積層の埋設盛土Bに産業廃棄物の記載がありますが、産業廃棄物量が不明であるため、その処理費用を事業者負担とする場合はリスク費が過大となる恐れがあります。本産業廃棄物の処理費用については、貴市にて入札に含めるべき一定金額（税抜）をご提示いただき、後日差分を清算するものとさせて頂けないでしょうか。または、入札時については積算対象外とし、別途精算するものとさせて頂けないでしょうか。 | 埋設物として示されている「産業廃棄物」は、市において処分します。地下掘削において掘り出した場合は、敷地内の適切な場所（市が指示します）に移動してください。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|--------------------------|--|---|
| 18 | 要求水準書 (案) | 13 | 第1章 第3節 13 処理対象物 | 大型ごみ(可燃系)、大型ごみ(不燃系)それぞれの最大搬入サイズをご教示ください。 | 添付資料10に示した「尼崎市家庭ごみべんりちょう」や「ごみ分別辞典」を参考に想定してください。 |
| 19 | 要求水準書 (案) | 13 | 第1章 第3節 12 工事条件 | 「現場事務所は第1工場敷地外に設置しても構わないが、第1工場敷地外の市有地に設置する場合は、公有財産使用料条例に基づき使用料を市に支払うこと。」とありますが、現場事務所を第1工場敷地外に設置する場合、貴市が検討されている敷地の場所、面積、その使用料(税抜)をご教示いただけますでしょうか。 | 特に検討している場所があるわけではありませんが、例えば第3工場敷地内(特高受電棟を早期に解体した跡地など)が考えられます。市有地使用料の算定式は3年に1改定されるため、具体的に示すことはできません。参考として、現在第1工場敷地内に設置されている第3工場跡地整備事業用の現場事務所については、土地面積に対して税抜き約34万円/年の土地使用料を徴収しています。 |
| 20 | 要求水準書 (案) | 14 | 第1章 第3節 14 計画処理量 | 破砕系合計6,133tのうち破砕対象3,530tとありますが、可燃性粗大は破砕対象に含まれるのでしょうか。 また、破砕対象外のごみの種類内訳、組成、重量をご教示ください。 | 可燃性粗大ごみは、リサイクル施設での破砕対象には含めていません。リサイクル施設の破砕対象外ごみ(破砕系合計6,133tのうち破砕対象を除く2,603t)について具体的に示せる組成データはありませんが、直接焼却施設のごみピットに入れて支障の無いものと理解してください。 |
| 21 | 要求水準書 (案) | 14 | 第1章 第3節 14 計画処理量 | 畳・ソファ・ベッドマットそれぞれの想定年間搬入量をご教示ください。 | ベッドマットは約3,000枚/年(平成30年度実績)、ソファは約1,400個/年(令和3年度実績)です。畳は枚数を数えておらず数量不明です。 |
| 22 | 要求水準書 (案) | 14 | 第1章 第3節 14 計画処理量 | スチール缶、アルミ缶の比率は地域により様々となっております、メーカーによる想定が難しいため家庭系ごみ(びん・缶)及び事業系ごみ(びん・缶)における「びん」「アルミ缶」「スチール缶」の比率をご教示ください。 | 搬出量実績より「びん・缶」として搬入されるもののうち、ガラスが約57%(白19%・茶14%・その他3%・ガラス残渣21%)、スチール缶が約9%、アルミ缶が約3%、残りが残渣です。 |
| 23 | 要求水準書 (案) | 15 | 第1章 第3節 15 処理対象物の計画性状 | 物質収支計算のために必要な情報として、ごみの組成をご教示下さい。 破砕対象：鉄、アルミ、可燃物、不燃物 びん・缶：びん(白、茶、その他、割れびん)、アルミ缶、スチール缶、異物 ペットボトル：ペットボトル、異物 | 「破砕対象物」について、搬出量実績より、鉄類が約20%、アルミ類が約1%、その他非鉄や家電製品が約3%、残りが残渣です。「びん・缶」については、上記質問回答のとおりです。「ペットボトル」については、これまで「びん・缶」との混合収集であったことから、ペットボトルのみの異物混入率が不明です。 |
| 24 | 要求水準書 (案) | 15 | 第1章 第3節 15 処理対象物の計画性状 | 「日最大搬入量の約100m ³ 」の処理対象物の性状は本項目に示された浄化槽汚泥と同等程度と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 25 | 要求水準書 (案) | 15 | 第1章 第3節 15 処理対象物の計画性状 | 浄化槽汚泥の性状はディスポーザー汚泥も含んだものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 要求水準書 (案) | 16 | 第1章 第3節 16 想定搬入出車両等 | 「事業系の自己搬入は本施設での受入を行う。」とありますが、事業系の自己搬入について搬入台数もしくは添付資料10：②尼崎市搬出上台数実績〔平成30年度～令和03年度〕のどの分類が該当するのかをご教示ください。 | 事業系搬入のうち「月まとめ」「そのつど」が該当します。 |
| 27 | 要求水準書 (案) | 17 | 第1章 第3節 17 搬入時間 | リサイクル施設の搬入時間が9:00～16:00となっておりますが、昼休み時間(12:00～13:00を想定)中も通常通り受入すると考えてよろしいでしょうか。 | 現在は、計量員の昼休憩があるため、昼休憩時間中の搬入はありません。事業者が昼休憩時間中も受入を行うのであれば構いませんが、その必要は特にありません。 |
| 28 | 要求水準書 (案) | 17 | 第1章 第3節 17 搬入時間 | 受付時間が「焼却5:00～22:00(月～日)」とありますが、下記2点についてご教示ください。①焼却施設の受付の各時間帯においてどのような車両が来場し、また来場しない時間帯はあるのか、傾向があればご教示願います。②土曜日、日曜日にはどのような車両が来場するのでしょうか。 | 早朝・夜間(5:00～9:00、17:00～22:00)や土日は搬入が少なく、これらの時間帯は事業系搬入のうち「許可業者」のみです。台数については、添付資料10：②尼崎市搬出上台数実績〔平成30年度～令和03年度〕を参考にしてください。また、昼休み時間(12:00～13:00)も、現在は計量員の昼休憩があるため、搬入はありません。 |
| 29 | 要求水準書 (案) | 18 | 第1章 第3節 19 公害防止基準 | し尿処理施設からの排水を下水道圧送する際の排水基準は上下水道部との協定値である、BODとSSの2項目のみであると考えてよろしいでしょうか。 | BOD・SS以外にも、当然、尼崎市下水排除基準に定められる各物質について、(分析を求められているわけではありませんが)基準値を超過してよいわけではありません。要求水準書(案)第10章「運営業務仕様」第4節「環境管理業務」に記載している分析項目のうちBOD・SS以外(pH、COD、全燐、全窒素、塩素イオン濃度、アンモニア性窒素、蒸発残留物)で異常な値が出た場合には、適切な対応が必要となります。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|------------------------------|---|--|
| 30 | 要求水準書 (案) | 20 | 第1章 第3節 19 公害防止基準 | し尿処理施設からの排水を下水道圧送する際は排水量の上限はないものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 31 | 要求水準書 (案) | 21 | 第1章 第4節 1 保証事項 | し尿処理施設の保証項目に排水処理能力が設定されていますが、引渡性能試験時に搬入量が定格処理量に満たない場合は、その処理量をもって試験を行い、性能を判断するものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 32 | 要求水準書 (案) | 21 | 第1章 第4節 3 引渡性能試験 | し尿処理施設の引渡性能試験方法についてご指定のものはないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 33 | 要求水準書 (案) | 21 | 第1章 第4節 3 引渡性能試験 | 「騒音・振動・悪臭の性能試験実施日は、対象施設の稼働による影響を正確に把握できるように、他施設の稼働していない時を計画すること。」とありますが、この他施設には対象施設近隣の民間事業者も含まれるのでしょうか。また、民間事業者を含む場合、本条件に該当する時期を提示頂くことは可能でしょうか。 | 近隣民間事業者の稼働日も考慮することが望ましいと考えていますが、現時点で民間事業者の非稼働日を想定することは困難なため、試験計画時に協議することとします。 |
| 34 | 要求水準書 (案) | 25 | 第1章 第4節 3 引渡性能試験 | 焼却施設の引渡性能試験の方法の項において、炉体、ボイラケーシング、外表面温度の保証値が「原則として80℃以下及び室温+40℃以下」とありますが、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き」と同様に、同数値は夏季における基準と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 要求水準書 (案) | 26 | 第1章 第4節 3 引渡性能試験 | 破碎基準において、採取場所が各破碎機出口とありますが、必要なサンプルは最終破碎ごみのため、採取場所を高速回転式破碎機出口としてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。要求水準書(案)の記載を訂正します。 |
| 36 | 要求水準書 (案) | 27 | 第1章 第7節 1 本施設の性能に関する条件 | 引渡時に行う「第三者による機能検査」は運営期間の18年目に行う精密機能検査としてもよろしいでしょうか。その結果をもって運営期間終了までに本項目に示された必要な補修等を行うことを想定しています。 | ご理解のとおりです。要求水準書(案)の記載を訂正します。 |
| 37 | 要求水準書 (案) | 28 | 第1章 第7節 3 その他 | 「事業期間終了後2年の間に、本施設に関して事業者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達成が発生した場合には、事業者は、自己の費用により改修等必要な対応を行うこと。」とありますが、事業期間終了後2年間に於いて、事業者が必要と考える定期整備や運転管理等が行われなかった場合は、本項は適用されないものと考えてよろしいでしょうか。 | 事業者が必要と考える定期整備や運転管理等が行われなかった場合ではなく、本節1「本施設の性能に関する条件」または2「本業務の引継ぎに関する条件」の未達成に起因しないことが確認できた場合を想定しています。 |
| 38 | 要求水準書 (案) | 28 | 第1章 第8節 1 契約不適合条件 | 「事業者は、当該2年間に生じた契約不適合について、運営期間中の契約不適合と同様に責任を負うこと。」とありますが、事業期間終了後2年間に於いて、事業者が必要と考える定期整備や運転管理等が行われなかった場合は本項は適用されないものと考えてよろしいでしょうか。 | 事業者が必要と考える定期整備や運転管理等が行われなかった場合ではなく、前節1「本施設の性能に関する条件」または2「本業務の引継ぎに関する条件」の未達成に起因しないことが確認できた場合を想定しています。 |
| 39 | 要求水準書 (案) | 39 | 第2章 第3節 3 試運転及び運転指導にかかる経費 | 貴市負担項目として「本施設に配置する市職員の人件費」とありますが、本施設に貴市職員を配置予定でしょうか。 | 本施設への市職員の配置はありません。要求水準書(案)の記載を訂正します。 |
| 40 | 要求水準書 (案) | 42 | 第2章 第4節 9 運営体制 | 「関係法令や関係官庁の指導等を厳守する範囲内において、有資格者は兼任も可とする。」とありますが、表4に示される資格について、例えば同一人物がリサイクル施設と焼却施設両方の有資格者を兼任できるものと理解してよろしいでしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 41 | 要求水準書 (案) | 42 | 第2章 第4節 10 駐車場料金の負担 | 「(参考:1台あたり税込約2,000円/月)を支払うこと。」とありますが、運営費を積算するにあたって、正確な消費税抜きでの金額をご提示願います。 | 約2,000円/月(非課税)です。要求水準書の記載を訂正します。なお、金額については3年に1回見直しの可能性があることにご留意ください。 |
| 42 | 要求水準書 (案) | 42 | 第2章 第4節 10 駐車場料金の負担 | 「(参考:1台あたり税込約2,000円/月)を支払うこと。」とありますが、本料金は実際の使用台数や期間に応じて精算するものと考えてよろしいでしょうか。 | 実際に駐車されるかどうかは別として市への登録台数に応じて、支払いを求めます。(運営費との差し引きを行うわけではなく、別途扱いです。) |

| No. | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|-----------------------------|--|--|
| 43 | 要求水準書 (案) | 42 | 第2章 第4節 10 駐車場料金の負担 | 「(参考:1台あたり税込約2,000円/月)を支払うこと。」とありますが、一時的な利用となる定期整備事業者用の駐車場については、対象外と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 44 | 要求水準書 (案) | 43 | 第3章 第1節 3 見学者および来場者動線 | 見学先が記載されていますが、具体的にどの場所を見学先とするかは啓発効果等を考慮して事業者提案であり、記載の見学先をすべて網羅する必要は無いと考えてよいでしょうか。 また、記載の見学先を網羅する場合も目視にて直接見学できない場合はモニター等を用いて見学できるようにする対応としてもよろしいでしょうか。窓から見学は目視できる位置や角度も限られるため、機械近傍に設けたカメラからの映像等の方が理解しやすい場合があります。 | 記載の見学先は網羅することを求めますが、見学方法については事業者提案に委ねます。 |
| 45 | 要求水準書 (案) | 44 | 第3章 第1節 8 災害対策 | 「プラント機械設備工事の回転機器(蒸気タービン、送風機、ポンプ、ブロワ等)の荷重は、機械自重(架台重量を含む)の1.5倍以上を見込むこと。」とありますが、機械重量を1.5倍以上見込む対象の回転機械とは高速回転体のことを指し、毎分1回転未満の機器(例:脱水機)は対象外と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 46 | 要求水準書 (案) | 46 | 第3章 第2節 1 使用材料・機器 | 「ポンプ類はインバータ制御可能なものとする、油圧装置は可変容量式油圧ポンプ等の省エネ機器とする等」とありますが、これらは例示であり、ポンプ類だけではなく、送風機等なども含めて、省エネ効果が高いものをインバータ化するなど、具体的な対象機器は事業者提案であるとの理解でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 47 | 要求水準書 (案) | 49 | 第4章 第2節 10 薬液噴霧装置 | 「プラットホーム、ごみピット、ごみ汚水槽における消臭・殺虫を目的とし、必要な容量と機能を有するものとする。」とありますが、消臭と殺虫の組み合わせ(どちらをどこで噴霧するか)は、目的を考慮して事業者にて決定するものと考えてよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 48 | 要求水準書 (案) | 51 | 第4章 第7節 2 二次送風機 | 「可能な限り主灰ピット・飛灰処理物ピット及び灰搬出室からの臭気も吸引できる位置に設けること。」とありますが、換気のバランス上不可能な場合は敷地境界における臭気基準値を遵守することを前提に、工場棟の上層階から排気してもよいでしょうか。 | 基本的には事業者提案に委ねますが、二次送風機ラインへの吸引が不可な場合は環境集じん機を設置するなど必要な臭気対策を実施してください。 |
| 49 | 要求水準書 (案) | 53 | 第4章 第10節 2 プラント系排水処理設備 | 無機系・有機系ともに適切に処理できる排水処理方式を採用すれば、無機系・有機系の分離は不要と考えてよいでしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 50 | 要求水準書 (案) | 53 | 第4章 第10節 2 プラント系排水処理設備 | し尿処理施設にて発生する床排水、及び生物脱臭排水は水質基準を遵守することを前提に、分離水と併せて希釈放流するフローとしてもよろしいでしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 51 | 要求水準書 (案) | 54 | 第4章 第11節 2 受電設備 | 「※清掃事務所への接続については、供給方式・電圧等は協議により調整することとする」とありますが、過不足のない見積のため、清掃事務所配電計画に必要な条件を提示頂けないでしょうか。(電圧、相数、容量、本数、取合点、供給開始時期など) | 現在設計中のため、入札公告時の要求水準書において提示します。 |
| 52 | 要求水準書 (案) | 54 | 第4章 第11節 3 受配変電設備 | 「コンデンサ群容量は、受電力率95%まで改善できる容量とすること」とありますが焼却炉運転中はタービン発電機もしくはピークカット用発電機が運転することにより力率制御できるためコンデンサ容量としては共通休炉時に受電力率95%まで改善できる容量と考えてよろしいでしょうか | 事業者提案に委ねます。 |
| 53 | 要求水準書 (案) | 54 | 第4章 第11節 6 ピークカット用常用発電設備 | 平常時においては第3工場跡地に整備する清掃事務所へ自営線にて送電を行いますが、非常時における送電の可否を明示願います。また、必要である場合にはその容量のご提示をお願いします。 | 非常時の送電は不要です。 |
| 54 | 要求水準書 | 59 | 第5章 第1節 | コンテナボックス及びアームロール車用コンテナは搬出後に返却頂き | ご理解のとおりです。コンテナボックスの大きさは現時点で指定は困難 |

| No. | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|----------------------------------|---|--|
| | (案) | | 1 非鉄金属・鉄くず・小型家電等貯留設備 | 再利用可能であると理解してよろしいでしょうか。 また、適切な貯留スペースを計画する為に、コンテナボックスの仕様が あればご教示ください。 | ですが、一般的な 4t アームロール車用のコンテナを想定してください。 |
| 55 | 要求水準書 (案) | 59 | 第 5 章 第 1 節 1 びん・缶貯留設備及び選別ライン | 「びんの色分け（白・茶）及びガラス残渣への選別を行う。」と記載が ありますが、割れびんは選別残渣及びガラス残渣のどちらに分類される でしょうか。 | 割れびんは「ガラス残渣」に分類されるものです。（焼却対象とすべき ものが「選別残渣」であり、残りが「ガラス残渣」となります。） |
| 56 | 要求水準書 (案) | 67 | 第 6 章 第 1 節 1 設備概要 | 「処理水は下水処理施設への圧送（中略）とする。」とありますが、こ の場合、圧送する処理水は下水道法の規制対象である事業場排水という 扱いにはならず、同施行令第 9 条などの規制も受けないという認識で よろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 57 | 要求水準書 (案) | 67 | 第 6 章 第 1 節 2 処理フローシート（参考） | 処理した汚泥の移送手段（コンベヤ移送 or 車両積載移送など）は事業 者で提案できるものと考えてよろしいでしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 58 | 要求水準書 (案) | 67 | 第 6 章 第 1 節 2 処理フローシート（参考） | 脱水汚泥ホップの記載がありますが、脱水汚泥はご提示のホップを介さ ず直接ごみピットに投入するものとし、脱水汚泥の量は運営で定期的に 測定する供給汚泥濃度や含水率から算出する方法としてもよろしいで しょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 59 | 要求水準書 (案) | 74 | 第 7 章 第 2 節 2 外構計画 | 既存の下水管への雨水排水の接続ポイントが分かれば、既存流用を検討 したいと思っておりますので、既存の接続ポイントの位置、管のレベル、管径 をお教えてください。 | 既存の接続ポイントの凡その位置は、要求水準書(案)の添付資料に示し ている既存施設図面の中にあります(本質問回答の添付資料としても添 付しますので、改めて様式 3「添付資料請求書」をご提出ください。 が、それ以上の詳細な情報は、入札公告後の現地確認時に確認してくだ さい。 |
| 60 | 要求水準書 (案) | 78 | 第 7 章 第 4 節 14 中央監視制御設備 | 電灯設備、空気調和設備、防災設備の監視制御については、個別の集中 制御システムや自動火災報知設備により同等の機能を有する場合、機能 が重複するため、中央監視設備には取り込まないものとしてもよろしい でしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 61 | 要求水準書 (案) | 80 | 第 7 章 第 4 節 16 その他 | 「敷地のみならず建物内にあっても、緊急連絡対策として、移動電話機 (携帯タイプ等)が使用できるように安定して電波が確保できるように すること。」とありますが、これは PHS のことを指していると理解して よろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 62 | 要求水準書 (案) | 79 | 第 7 章 第 4 節 15 ITV 装置 | プラント設備の ITV 装置と兼用することは可能でしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 63 | 要求水準書 (案) | 90 | 第 10 章 第 1 節 1 受付 | 「受付は全自動計量システムによる対応も可」とありますが、灰搬出車 や資源物搬出車に対して事前に IC カード交付できるものと考えてよい でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 64 | 要求水準書 (案) | 90 | 第 10 章 第 1 節 1 受付 | 事業系の直接搬入車の受付において、搬入物の確認以外に必要な手 続き（本人確認や貴市指定の受付用紙記入等）があれば、ご教示くだ さい。 | 受付のための手続きとして、申請書に記入していただく必要があります。 ただし、申請書の記入場所は計量棟でなくても、投入前であれば構 いません。 |
| 65 | 要求水準書 (案) | 90 | 第 10 章 第 1 節 1 受付 | 各種薬品の搬入車も受付・計量が必要でしょうか。 | 薬品搬入車について計量は不要です。また、計量棟での受付は不要です。 |
| 66 | 要求水準書 (案) | 90 | 第 10 章 第 1 節 4 料金徴収 | 「事業系のうち都度払いの事業者※現状は 1 日あたり 10 台程度であり事 前予約がある」とありますが、事前予約については、事業開始後も貴市に て継続して実施していただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 67 | 要求水準書 (案) | 90 | 第 10 章 第 1 節 4 料金徴収 | 「事業系のうち都度払いの事業者※現状は 1 日あたり 10 台程度であり 事前予約がある」とありますが、事前予約は日付だけでなく、午前・午 後の指定は可能でしょうか。 | ご質問の都度払いの事業者（区分名は「そのつど）」については予約時 に日付・午前/午後の指定が可能です。（なお「月まとめ」については指 定できません。） |

| No. | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|-------------------------------|--|--|
| 68 | 要求水準書 (案) | 90 | 第10章 第1節 4 料金徴収 | 貴市 HP では事前予約の台数について制限を設けているとありますが、要求水準書にて「現状は1日あたり10台程度」とあることから、現状の制限台数は約10台と理解してよろしいでしょうか。 | 制限を設けていますが、10台に制限しているわけではありません。結果的に平均すると1日10台程度になっているという意味です。 |
| 69 | 要求水準書 (案) | 90 | 第10章 第1節 4 料金徴収 | 「事業系のうち都度払いの事業者※現状は1日あたり10台程度であり事前予約がある」とありますが、し尿の搬入についても事前予約制、あるいは搬入事業者から事前(月初め等)に日ごとの搬入計画の提示等があり、ある程度の変動は予測できるものと考えてよろしいでしょうか。また、その場合、定期整備等で施設を停止する際は、予約受け付けの段階で搬入しない(できない)期間を設けるといった調整を行うことは可能でしょうか。 | 浄化槽汚泥の搬入事業者については、指定(調整)が可能です。一方、し尿については定期収集や臨時収集があるため、搬入の調整はできません。 |
| 70 | 要求水準書 (案) | 90 | 第10章 第1節 5 受付時間 | 「受付時間外についても市が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。」とありますが、受付時間外の受付業務について想定される年間の発生件数をご教示願います。 | 受付時間外の受付業務は、警察がロードキル動物を持ち込む程度であり、年間に数件(5件程度)です。 |
| 71 | 要求水準書 (案) | 91 | 第10章 第2節 3 運転時間 | 「専用圧送管により下水処理施設に処理水を圧送する時間は月曜日から金曜日(祝祭日含む)の昼間8時間とすること。」とありますが、処理水圧送時間の昼間8時間について、例えば9時~5時に限るなどの時間指定はあるでしょうか。 | 本記載は、圧送時間中に圧送管からの漏水等の支障が生じた場合に、市職員により対応できるように記載したものです。市職員の執務時間は、9:00~17:00です。 |
| 72 | 要求水準書 (案) | 91 | 第10章 第2節 5 搬入管理 | プラットホーム内での展開検査及び分別収集指導について下記事項をご教示ください。 ①「頻度は年間50回とし」とありますが、焼却施設・リサイクル施設合わせて50回の実施と理解してよろしいでしょうか。 ②「各週1回以上(1回あたり2~3台)」とありますが、1回の検査は、午前もしくは午後の半日での実施と理解してよろしいでしょうか。 ③展開検査には貴市にもお立合い頂き、事業者への指導は貴市にて実施していただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | いずれもご理解のとおりです。 |
| 73 | 要求水準書 (案) | 91 | 第10章 第2節 5 搬入管理 | 「し尿・浄化槽汚泥について、産廃汚泥の持込防止のための搬入検査として、全数のpH測定、目視での性状確認(外観・臭気)と年間搬入計画との整合確認を行うこと。」とありますが、流路上にpH計を設置したり、一部を目視用アクリル配管にするなど、採水することなく確認できるような提案は認められるものでしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 74 | 要求水準書 (案) | 92 | 第10章 第2節 10 搬出物の性状分析 | 「汚泥(し尿処理施設から発生する脱水汚泥及び脱水し渣)等の量及び質について分析・管理を行い」とありますが、現施設における分析・管理の方法と頻度についてご教示ください。 | 現施設からは脱水汚泥は生じておらず脱水し渣の発生のみですが、特に質について分析管理は行っていません。量については、転送車両での計量を行っています。新施設では、脱水汚泥について要求水準に定める含水率を満足することの確認を求めます。 |
| 75 | 要求水準書 (案) | 92 | 第10章 第2節 10 搬出物の性状分析 | 「分析・管理を引渡先の条件に応じて適宜行い、本書に示す基準が満たされていることを確認すること。」とありますが、頻度や方法等の指標をご教示ください | 引渡先に応じて設定する必要はありますが、分析項目・頻度・方法等について現状の分析内容を、本質問回答の添付資料として参考に提示します。改めて様式3「添付資料請求書」をご提出ください。 |
| 76 | 要求水準書 (案) | 94 | 第10章 第4節 2 環境保全計画書の作成 | し尿処理水の分析について、要求水準として求められている項目と頻度は、この表の記載分のみであると理解してよろしいでしょうか。(9項目・12回/年)また、これらの分析は、環境計量証明事業者による必要があるでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 77 | 要求水準書 (案) | 97 | 第10章 第7節 5 説明用パンフレットの改訂・発行 | 「事業者は、説明用パンフレットの内容について、適宜修正が必要となった場合に、改訂を行い、再度発行すること。」とありますが、改訂の時期によっては多くの紙資源の廃棄につながるため、改訂が必要な事象が発生した時点で在庫する改訂前のパンフレットについてはそのまま使用するものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

■意見への回答

| No. | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|---------------------------|---|--------------------------|
| 1 | 要求水準書 (案) | 20 | 第1章 第3節 19 公害防止基準 | 粉じん基準値について、作業環境基準の0.15mg/m ³ 以下は「事務所衛生基準規則第5条」に基づく事務所基準であり、プラットホームなど常に粉じん発生源が存在している環境下では達成が困難であると考えます。事務所などの居室を0.15mg/m ³ 以下、プラットホームや手選別室などの作業環境基準は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」に基づき2mg/m ³ として頂けないでしょうか。 | ご意見を踏まえ、要求水準書の表現を訂正します。 |
| 2 | 要求水準書 (案) | 26 | 第1章 第4節 19 引渡性能試験 | 作業環境中の粉じん濃度について、作業環境基準の0.15mg/m ³ 以下は「事務所衛生基準規則第5条」に基づく事務所基準であり、プラットホームなど常に粉じん発生源が存在している環境下では達成が困難であると考えます。事務所などの居室を0.15mg/m ³ 以下、プラットホームや手選別室などの作業環境基準は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」に基づき2mg/m ³ として頂けないでしょうか。 | ご意見を踏まえ、要求水準書の表現を訂正します。 |
| 3 | 要求水準書 (案) | 77 | 第7章 第4節 6 消防防災用制御盤 | 「不在時の外部(警備会社)通報機能を有すること。」とありますが、本施設は24時間従業員が常駐する施設となるため、警備会社の活用の有無に関しては、事業者提案とし、本記載内容も「不在時の外部(警備会社等)通報機能を有すること。」に変更いただけないでしょうか。 | ご意見を踏まえ、要求水準書の表現を訂正します。 |
| 4 | 要求水準書 (案) | 96 | 第7章 第6節 1 売電・送電業務の事務手続 | 計画値から売電量が増加した場合における事業者へのインセンティブをご検討いただけないでしょうか。インセンティブを設定する事により、売電量を増大する運転管理面の工夫や積極的な節電への動機づけが高まるばかりでなく、運転品質の向上にも繋がると考えております。 | ご意見を踏まえ、売電インセンティブを検討します。 |